
令和6年 第1回（定例）吉賀町議会会議録（第8日）

令和6年3月19日（火曜日）

議事日程（第8号）

令和6年3月19日 午前9時05分開議

日程第1 議案第22号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について

日程第2 議案第23号 吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について

日程第3 議案第24号 吉賀町部活動検討委員会設置条例の制定について

日程第4 議案第25号 吉賀町こども家庭センター設置条例の制定について

日程第5 議案第26号 吉賀町地域医療協議会設置条例の制定について

日程第6 議案第27号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第7 議案第28号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第29号 吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第30号 吉賀町サクラマス交流センター施設条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第31号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第32号 吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第33号 吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第34号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第35号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第36号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第37号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第38号 吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第39号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第40号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第41号 吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第42号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第22 議案第43号 令和6年度吉賀町水道事業会計予算

日程第23 議案第44号 令和6年度吉賀町下水道事業会計予算

日程第24 議案第45号 令和6年度吉賀町病院事業会計予算

日程第25 議案第46号 令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計予算

日程第26 議案第47号 令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算

日程第27 議案第48号 令和6年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算

日程第28 議案第49号 令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計予算

日程第29 議案第50号 令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算

日程第30 議案第51号 令和6年度吉賀町一般会計予算

日程第31 議案第52号 請負契約の変更について（令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事）

日程第32 議案第53号 吉賀町よしか病院等第三者調査委員会条例の制定について

日程第33 議案第54号 令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）

日程第34 発議第1号 訪問介護基本報酬の引下げを撤回し引上げを求める意見書（案）

日程第35 議員定数等調査特別委員会の調査報告について

日程第36 閉会中の調査報告について

日程第37 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第22号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について

日程第2 議案第23号 吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について

日程第3 議案第24号 吉賀町部活動検討委員会設置条例の制定について

日程第4 議案第25号 吉賀町こども家庭センター設置条例の制定について

日程第5 議案第26号 吉賀町地域医療協議会設置条例の制定について

日程第6 議案第27号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第7 議案第28号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第29号 吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第30号 吉賀町サクラマス交流センター施設条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第31号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第32号 吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第33号 吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第34号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第35号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第36号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第37号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第38号 吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第39号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第40号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第41号 吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第42号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第22 議案第43号 令和6年度吉賀町水道事業会計予算

日程第23 議案第44号 令和6年度吉賀町下水道事業会計予算

日程第24 議案第45号 令和6年度吉賀町病院事業会計予算

日程第25 議案第46号 令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計予算

日程第26 議案第47号 令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算

日程第27 議案第48号 令和6年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算

日程第28 議案第49号 令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計予算

日程第29 議案第50号 令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算

日程第30 議案第51号 令和6年度吉賀町一般会計予算

日程第31 議案第52号 請負契約の変更について（令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事）

日程第32 議案第53号 吉賀町よしか病院等第三者調査委員会条例の制定について

日程第33 議案第54号 令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）

日程第34 発議第1号 訪問介護基本報酬の引下げを撤回し引上げを求める意見書（案）

日程第35 議員定数等調査特別委員会の調査報告について

日程第36 閉会中の調査報告について

日程第37 閉会中の継続調査について

出席議員 (12名)

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	中田 敦君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 竜也君
税務住民課長	山根 徳政君	保健福祉課長	中林知代枝君
医療対策課長	渡邊 栄治君	産業課長	堀田 雅和君
建設水道課長	早川 貢一君	柿木地域振興室長	深川 千恵君

午前9時05分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第22号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 町長の、今の給与の減額ということですが。

この二、三年、町長、毎年そういうふうな減額というような条例等を出されておりますが、私は、町長が減額される当人で、申請というかそういうような形で出すので、別に文句を言うことはないんですが、ただ、町長が率先して減額ということが、教育長、副町長もそれに準じたようになることになっておりますが。職員から見ても、「町長が減額して、ほいじやあ、私らはどうなるんだろうか」というような、不審感というか何かそういうふうなものを持つような、私は気がします。

あまり、あまりということはないですが、こういうふうな減額、減額。毎年、せっかく、人勧等もあっての給料体系だと思いますので、町長あるいは三役で、減額化というのはちょっといかがなものかと思いますが。町長、その辺、どのようにお考えですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日もどうかよろしくお願ひいたします。

今、10番議員のほうから、御質問といいますか御意見がありました。

私が今回、条例の制定の案件を、上程をさせていただいたことについてでございます。

上程の際にも申し上げたとおりでございまして、今回、提案をさせていただきましたのは、昨年度と、本年度も同じでございますが、内容的には。2つ理由がございます。

改めて申し上げますと、まず1点目は、本当にこの数年間、コロナの影響によって、町民の皆さんの生活、さらには、地域の経済が大変、疲弊をしております。そうした気持ちに、まず形として寄り添わなければならないんだろうということで、私は10%、それから、私の趣旨に御賛同いただいた副町長、教育長については5%ということで、令和6年度、向こう1年間、給与の削減をということで提案をさせていただきました。

昨年、それから一昨年も、実のところ、質疑の中でも説明をしたかも分かりませんが、我々特別職、職員と同じように人事院勧告となぞらえて、我々特別職の期末手当の増額もあったわけでございます。これにつきましても、諸般の事情、といいますのは、先ほど言ったような、こうした事情の中でもございますので。あえて、我々三役の期末手当の増月分についての提案も、この2年続けて、提案をしておりません。

今回、総務課長が詳細説明の中で申し上げましたが、令和6年度のこの削減額で申し上げますと、給与、期末手当、さらには共済費等合算で、1年間で、3人で、約230万円ということに

なります。

それから、施政方針の中にも書いておりますが、予算編成上は、町民の方に対しての補助金も、令和5年度に續いて、おおむね5%という試算の中で計算をさせていただいて約1,000万円。したがって、1,230万円を基金のほうへ積み立てて、後の地域医療の財源にさせていただくということでございました。

こうした内容で提案をさせていただいたということでございます。思いのところは、先ほど申し上げたとおりでございます。

職員に対しての影響ということでございますが、私は、そうしたことがあっては決していけないというふうに思っておりますので。我々は、私を含め三役は、そうした立場で、今回、上程をさせていただいたということでございます。

繰り返して申し上げますが、コロナ禍に対しての、町民の皆さんに寄り添う気持ちを形として表したことと、もう一つは、地域医療に対しての財源が必要ということですので、そうした形で財源を確保するということでございます。

職員のことにつきましては、人事院勧告等がございますので、これに沿って行うということで、私は人事委員会の勧告については完全実施をするということで、もう常々思っております。そうでないと、やはり、全国レベルの中で、民間との差があるから、人事委員会が勧告をするわけでございます。

それは、やはり確実にやっていかないと、本当に人材不足の中で、とりわけこういった中山間地の自治体に公募してくるさんは少のうございます。そうでなくとも少ないので、人事院勧告をしないことによって、本当に、この吉賀町に職員採用の公募をしても応募がないという状況が、本当に続くわけでございますので。それはもう、必ず（ ）していかなければならぬ。

そうでないと、やはり、新陳代謝が当然ありますけど、それに対しても対応できないということありますので。今、職員の思いが、どういった思いか、私も一人一人聞いてはおりませんが、私の考えといたしましては、やはり、職員のところへ影響があつてはいけないということで。これは、現在もそうですし、これからも、そうしたところに配慮をしながら、日常的な業務の中で、説明等をさせていただきたいと思います。

10番議員のほうからは、お気持ちの部分をお聞かせいただいたということでございますが。私の気持ちといたしましては、今回上程した理由、それから、これまで、私含め三役の期末手当の増額、増月分もしていないということは、今、申し上げたような趣旨でございますので。これからもそうした形で、配慮をしながら対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 町長の言い分というか、分かりますが。どちらにしても、毎年、減額、減額ということになりますと、今から何期か先に、町長のまた退任後も、そういうふうな慣例になってもいけませんし。

それから、職員さんも「町長も減らすんなら、我々も」というような、何となく考えが、なるか、ならんか分かりませんが。そういうふうになって、仕事に影響があるようなことがあってはなりませんので、今後そのようなことを、ある程度は考えた行動を取っていただきたいなど、私は思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第1、議案第22号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れないと認め、採決を締め切ります。

賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（10名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君

反対（1名）

庭田 英明君

日程第2. 議案第23号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第23号吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 説明会等のところで、今、説明があった対象者の範囲は、100メートル以内というふうに変更されました。

ただ、資源エネルギー庁のほうが今年2月に策定した、説明会及び事前周知措置実施ガイドラインというのがあるんですけれども。ここには、説明会の対象となる周辺地域の住民の範囲を、低圧電源の場合100メートル以内、高圧電源又は特別高圧電源の場合は300メートル以内というふうにしておりますけれども、この説明会の対象の範囲をこれに合わさない理由について、説明してください。

○議長（安永 友行君） 山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） おはようございます。お答えしたいと思います。

議員の言われます、ガイドラインにつきましてでございます。

「敷地境界線からの水平距離で300メートルの範囲に居住する者」という表記になってございます。条例案のほうでは、この対象者としましては、「事業区域の自治会に居住する者」という表記にしております。事業区域によっては、対象者は、条例案のほうが広くなるというふうに思っております。

また、100メートルとしたものについてでございます。

建築物所有者の範囲を示したものでございまして、これについてもガイドラインのほうでは、「実施場所に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者」となっております。隣接の建築物所有者という表記になっておりますけれども、条例案では、それを100メートルという範囲にしたということでございます。

それから、条例案の第5条でございます。

事業者の責務というものがございまして、関係法令、この条例及び関係ガイドラインを遵守しなければならないという表記をしております。

この条例とガイドライン、いろいろなものがございますけれども、より広く説明会の対象となるよう案内をしていただくように、いいとこ取りではございませんが、事前協議の中で、事業者と協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 関係ガイドライン等も考慮するという説明であれば、やっぱり、

条文の中にきっちり入れ込む。例えば、危険区域についてなんですかけれども、規則に委ねるのでなくして、条文に書き込むことは、なぜしないのか。

それと、今の危険区域について、浸水区域については、入っていません。浸水区域を入れない理由。

これについて、2点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えしたいと思います。

まず、禁止区域に、規則で記載をしないというところでございますけれども。

まず、現在想定されているものについて挙げておりますが、将来、禁止区域に加えたい場所が出た場合に、規則の改正によって速やかな改正が図られるというふうな設定で、想定をしたところでございます。

それから、浸水区域を外した理由としましては、その区域に該当する土地であっても、対策を講じれば被害が出ないということが考えられますので、事業者とその区域に入っているということも協議の中で話し合って、対策を講じていただいて、利用をするというふうにしたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 設置をするときに許可を得なければならない対象に、自治会の代表というところがあります。自治会の代表者、通常は自治会長なんですかけれども、それぞれの自治会でいろいろな決め方をしています。自治会長の候補を話し合いで決めるところ、または選挙で決めるところ、任期も1年であったり、2年であったり、さらに長くであったりとか。そういう人に、許可をすることの責任を委ねるというのは、果たしていいんだろうかというふうに考えますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えしたいと思います。

自治会長の同意を得ることについてでございます。

やはり、自治会におられる方の全体の意見として、「賛成である」「反対である」「了承する」「了承しない」という判断を、自治会長1人に押しつけるという意味合いもあるかもしれませんけれども、自治会の住民それぞれから同意を得るということは、ちょっと難しいかと思っております。

自治会の総意として認めるということであれば、自治会長の同意を得た上で、事業のほうが推進されればいいかと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 説明会に出席された方の名簿を町長に提出をするというふうに、これは、規則の第6条第2項第3号のほうに入っています。

こういう説明会等の名簿を、わざわざ町長にまで出さなければいけないということで、よそでは、その名簿を警察が入手し、そして、関係者に聞き取りをしていくというような事案もあります。

個人情報保護との関連も含めて、御説明願います。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えしたいと思います。

規則で定める予定の、説明会の関係の提出物でございます。出席者名簿を提出するというところで、明記をしております。主には、説明会に出席をされた方の人数の把握、確認のためにというものが、主な理由でございます。

個人情報保護との関連でございます。

個人を特定するもののうちの、氏名のみの記入と認識をしておりまして、氏名のみであれば、個人情報には当てはまらないという認識でございます。

説明会に出席された方の中には、記入をされない方がおられるかもしれませんので、正確な人数把握にはならないかもしれませんけれども、説明会を実施した確認資料としたいということございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） このたびの条例は、10キロワット以上ということで、これから設置される施設についての条例と思うんですが。ガイドラインのほうは、50キロ以上ということになっていますが、この条例の附則で、経過措置のところ、2項に、「ガイドライン第6条第1項の規定による事前協議をしていない事業者については、この条例を適用する」という条文がありますが、これは、今まで設置されている業者で、こういう協議をされていない業者もあるということでしょうか。

それと、その次の3項の、「事前協議をされている業者」ということは、何社あるか分かればお教え願います。

○議長（安永 友行君） 山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えしたいと思います。

附則の2項「事前協議をしていない事業者」につきましては、10キロから50キロの範囲の事業者で、ガイドラインのときの状態で事業された方については、事前協議をしていないという

ことがございますけれども、この条例ができましたので、この条例の施行後には適用になるということでございますので、また、該当となるのは、10キロ以上の対象のF I Tの認定を受けた事業者になるかと思いますけれども、そちらのほうには、この条例が施行されたということで、各業者に通知をするように予定はしております。

事前協議をしている業者につきましては、ちょっと資料をこちらに持っていたいなかつたんですけども、17業者ぐらいだったと思います。すみません、資料をこちらに持ってくるのを忘れてしました。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回のこの条例案につきましては、さきの全員協議会のほうで説明をさせていただきました。

これは、12月の定例会のとき、議案として上程をさせていただきましたが、事件撤回ということで、条例の案を取り下げさせていただきました。

それがなぜかと言いますと、いろいろ、全員協議会あるいは議案審議の中で、たくさんの質疑をいただいたということで、まだまだ不十分さがあるということを、我々も痛感いたしましたので、一旦取り下げをさせていただいた、また調整をさせていただきました。改めて、今回、上程をさせていただいたということでございます。

今回は、規則のほうも今、想定をしているものを一緒に、全協でも情報提供をさせていただきました。特に規則は、今度は運用の範囲になりますので。これは、先ほども何人かの議員さんのほうから御意見をいただきましたが、これまた実態に即したといいますか、現状に即した形で、これは、我々の町としての許容範囲の中で、規則の改正等ができるわけでございますので。これを、少しづつ修正等も、やはり、加えていく必要が当然、出てこようかと思います。

12月、それから今回ということで提案をさせていただきました。我々といたしましては、これまで議案審議とか一般質問で、たくさん、この太陽光のパネルのことについて御意見を聞いておりまして、これで、やはり住民の方が苦難をしておられるというようなお話をございますので、今回、条例を制定させていただきますと、恐らく島根県内では第1号だというふうに、認識をしております。

まず、この形で条例を制定をさせていただいた、住民の皆さんとの、まず不安を払拭させていただくということ。そして、いろいろな形で御迷惑をかけておった部分を、少しなりとも規制をかけることが、この条例それから規則で、できると思いますので。それをこれからも目指すための案件でございますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

今回は、これ以外のところでは、また、風力のことも表明をさせていただきましたが。いろいろな手続きをしながら、環境保全それから地域の皆さん安心、安全な生活のところのバランス

を考えて対応させていただきたいという思いで上程をさせていただきましたので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております、吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例案に対して、反対の討論を行います。

先ほど町長が述べられたように、島根県で最初ということで、決して太陽光発電そのものの推進に反対をするわけではありません。積極的に進めなければいけないという立場であります。であるからこそ、この条例というのは、誰が見ても分かりやすいものにしておく必要があるのではないか。

最初に、第2条のところで、用語の意義ということで、たくさん述べられていて、そこに含まれている言葉が、後から、この言葉についての「説明会の対象である」とかというふうに出てきますが。最初から見なければ、後の条文だけを見たときに混乱をする。そういうものを、もう一度、整理をする必要があるのではないか。

また、説明会に出られた方のお名前を町長に示す、提出する。そういうようなことをするというのは、今の時代、本当に必要なことか。

これらのことの整理をもう一度してから、提出をすべきものと考え、反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 続いて、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 元に戻ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第23号吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（10名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
中田 元君	庭田 英明君

反対（1名）

藤升 正夫君

日程第3. 議案第24号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第24号吉賀町部活動検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第24号吉賀町部活動検討委員会設置条例の制定についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君

庭田 英明君

反対 (0名)

日程第4. 議案第25号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第25号吉賀町こども家庭センター設置条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第25号吉賀町こども家庭センター設置条例の制定についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れないとして認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成 (11名)

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対 (0名)

日程第5. 議案第26号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第26号吉賀町地域医療協議会設置条例の制定について

を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 3条に「見識を有する者の代表」というものがありますけれども、どういう方を想定されているわけですか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 第3条の「見識を有する者の代表」ということありますが、「見識を有する者」というところで、様々考えられるのかなというふうには考えております。今、特段まだ、委員については当たっているところではございませんので。読んで字のごとく、見識を有する者というところで考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 「見識」といっても様々あると思うんですけど。この場合は、医療に関する見識ということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） おっしゃられるとおり、医療に関する見識というところで御理解いただきますようお願いします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 2条の2番目に、「医療の質を確保すること」というのがあるんですけど。この「医療の質を確保する」というのは、見ていくと、医療の質が石州会と比べてかなり下がっていると、私は考えております。

その辺で、今後どのように質を確保するのか。MR Iなんかは……。（笑声）私の質問にみんな笑うけど、私はそう思っております。MR Iを今後導入するように検討する余地があると、この間、言われたと思うんですけど。それはどうでしょう、本当にそうする余地があるのか、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 大庭議員、今の質問は、この設置条例の目的に関する内容が全然違いますので、課長が答えられれば答えていただきますが。そうでなかつたら、答弁は私のほうで、「答えない」と言われたらオーケーしますので、御理解ください。お願いします。渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 先ほど言いました、条例というところで、医療の質の確保というところで、全般的に言えば、いろいろなことが考えられると思います。先ほど議員もおっしゃられたように、医療機器もそうかもしれませんし、標榜する診療科のことかもしれませんが、この条例に関しましては、そういうようなところも含めて、全般的なところで、いろいろな意見

をいただくというような協議会にしたいというふうに考えておりますので。その辺について、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第26号吉賀町地域医療協議会設置条例の制定についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第6. 議案第27号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第27号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留しておりますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第27号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第7. 議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第28号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第28号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れないとして認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第8. 議案第29号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第29号吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留しておりますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第29号吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第9. 議案第30号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第30号吉賀町サクラマス交流センター施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第9、議案第30号吉賀町サクラマス交流センター施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対 (0名)

日程第10. 議案第31号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第31号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第31号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成 (11名)

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

日程第11. 議案第32号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第32号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第32号吉賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れないとして認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

日程第12. 議案第33号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第33号吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第12、議案第33号吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第13. 議案第34号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第34号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第13、議案第34号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決をします。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第14. 議案第35号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第35号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第14、議案第35号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてを採決し

ます。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れないとして認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

日程第15. 議案第36号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第36号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留しておりますので、これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 資料のほうでお聞きをします。

第10条の真ん中へん、6項のところで、利用者が10人以下となる時間帯について、「安全確保策を講じた上で」というふうに表現がされております。この安全確保策というものについて、今、どのようなことを想定されているのか。既にこれまでもやってこられた内容を含めてですけれども、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。安全確保策を講じた上でというところでございます。

現在におきましても、利用者が少ない場合、そういう場合は支援員1名プラス補助員で対応しているというところで、実態に合わせたというところでございます。安全確保策というところで考えますと、補助員をつけるというのがまず第一で、支援員は1名というところでございます。

それから、外に出ないとか、あと、支援が必要な子どもさんがいらっしゃる場合は、人数を増やしているところでございまして、そういうところの対応を行っているというところでござい

ます。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、議案第36号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前10時02分休憩

午前10時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第16. 議案第37号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第37号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第16、議案第37号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第17. 議案第38号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第38号吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第17、議案第38号吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第18. 議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第39号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 介護保険の特別会計のほうのところで見ると、今年度末で基金残高が6,450万円ほどというふうになります。それだけあっても、基準額のところですが、月額50円上げなければならないという理由について検討してみると、第9期介護保険事業計画のところから、これまで六日市病院がありました、介護老人保険施設から、今度、よしか介護医療院というところで替わったことによる、特別会計から出す金額から算出してみると、老健と医療院の差額、これ、1人当たりということに、1つのベッド当たりになりますが1,880円。これから、年間の介護保険料に及ぼす影響等を試算しますと、単年度で280円から290円と、

令和6年から8年の間ですけれども、そのようになってくるというところから、そもそも、よしか介護医療院にしたことによって、このたびの保険料を上げなければならなくなつたのか。この点について、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。このたび、50円上がったというところの積み上げについてでございます。

影響につきましては、介護医療院への転換、それから、養護老人ホームの外部サービス型から一般型への転換、それから、柿木デイサービスの地域密着型への移行、そういったもろもろの試算の積み上げの影響により、6,650円という保険料になったというところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） では、その結果、第9期の末で基金はどのような形になるのか。数字がありましたら、お願いします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 9期の末といいますと、8年度末ということでしょうか。

○議員（9番 藤升 正夫君） そうです。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 今、先ほど議員がおっしゃられたように、基金残高といたしましては、今年度末で6,400万円というふうに考えております。

今後についてでございますが、8期で、このたび積み立てられた部分につきましては、六日市苑さんの病床数、それが減少したということが大きく関わってきております。

今後は、そういった見込みがないということもございますので、基金の積立てがどうなるかというところは、今のところ、まだ試算はしておりませんが。今回、6,650円という保険料を算出させていただいた中では、このまま基金を取り崩さずに、この9期計画では行けるという判断をいたしましたので、基金残高は、その6,400万円以上、積み上げられれば積み上げるというところで、6,400万円をキープするというところで、考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております、議案第39号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての、反対の討論を行います。

本日の質疑ではしておりませんが、先般の質疑で、被保険者の収入に対する保険料の割合が、収入の多い人ほど少なくなっているという現状があります。これに、可能な限り、収入の多い人

の負担割合を上げて、少なくとも、収入に対する割合が収入の少ない人ほど高いという矛盾については、解消しなければいけないと考えておりますが、そこにまでは至らなかつたと。

なおかつ、今、介護保険料を払っている方々、この介護保険料の負担が重いというふうに、多くの方が、私どもの行ったアンケートでもあります。

そういうところから、まず上げないようにどうするのか。そのところをもっと考えなければいけないというところで、かねてから、国、それこそ、今、与党であります自民党にしろ公明党にしろ、国の出す負担を上げようと、そういう政策を打ち出したこともあります。

そういうふうに、全体的に制度そのものを変えていかなければならないという視点から、このたびの条例について反対を述べさせていただいて、討論といたします。

○議長（安永 友行君） それでは、続いて、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 繰り返します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第18、議案第39号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（10名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
中田 元君	庭田 英明君

反対（1名）

藤升 正夫君

日程第19. 議案第40号

○議長（安永 友行君）　日程第19、議案第40号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君）　討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第19、議案第40号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君）　押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第20. 議案第41号

○議長（安永 友行君）　日程第20、議案第41号吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第20、議案第41号吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第21. 議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第42号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。（発言する者あり）

答弁残りがあったそうですので。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 1番議員から御質問がありました、分団でいいますと1分団なんですけれども。団としての活動中に、負傷した事案がありました。その経過についてという御質問にお答えしたいと思います。

事故そのものにつきましては、平成30年の1月に発生をしておるものでございます。ちょうど消防車に行く、要するに消防車庫の付近において、転倒し、負傷したということです。

その後のことなんですけれども、当然、治療等、進みまして、同時に補償の手続きも並行して行ってまいりました。令和4年11月、これは11月の終わりになりますけれども、ここで最終的に、補償の手続き等については終了を見たという、こういう経過でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第21、議案第42号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

日程第22. 議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第43号令和6年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。——ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第22、議案第43号令和6年度吉賀町水道事業会計予算を採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をしました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第23. 議案第44号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第44号令和6年度吉賀町下水道事業会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。——ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、討論を終わります。

日程第23、議案第44号令和6年度吉賀町下水道事業会計予算を採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第24. 議案第45号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第45号令和6年度吉賀町病院事業会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 第2条に一般病床が20床とあるんですが、これは、将来的にもずっと20床で行くのか、また増える可能性があるのか、その辺をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 第2条の、業務予定量の病床数の御質問というところですが、今年度1月から、一般病床20床、それから、地域包括ケア病床30床に、病床の転換をする予定としておりまして、今後についても、この病床数で行っていくということにしております。
以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第24、議案第45号令和6年度吉賀町病院事業会計予算を採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第25. 議案第46号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第46号令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第25、議案第46号令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第26. 議案第47号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第47号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。——ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第26、議案第47号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第27. 議案第48号

○議長（安永 友行君） 日程第27、議案第48号令和6年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留しておりますので、これを許します。質疑はありませんか。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第27、議案第48号令和6年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対 (0名)

日程第28. 議案第49号

○議長（安永 友行君） 日程第28、議案第49号令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。——よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第28、議案第49号令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成 (10名)

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

中田 元君

庭田 英明君

反対 (1名)

藤升 正夫君

日程第29. 議案第50号

○議長（安永 友行君）　日程第29、議案第50号令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君）　質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第29、議案第50号令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君）　押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

○議長（安永 友行君）　ここで10分間休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時05分再開

○議長（安永 友行君）　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第30. 議案第51号

○議長（安永 友行君）　日程第30、議案第51号令和6年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。

なお、質疑される際は、議案書のページ数をお示しください。ほかの方に分かりにくいでので。ページ数が多いですので、よろしくお願ひします。

質疑を始めます前に、本会計についての答弁残りがありますので、深川企画課長から、答弁残りをしていただきます。深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君）　昨日、津和野街道交流協議会のメンバーについて、吉賀町、津和野町、廿日市市とお伝えしましたけれども、これに、さらに、津和野町教育委員会、廿日市市の教育委員会、吉賀町の教育委員会、それに、民間団体の廿日市地区まちづくり協議会という会が入って、構成をされております。

以上です。

○議長（安永 友行君）　以上で、答弁残りの答弁は終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君）　予算書の117ページです。資料のほうが127ページです。

よしか・夢・花・マラソン補助金のことなんですが。来年度は、ハーフマラソン中止ということでありましたが、補助金は今年度の補助金額と同額になっております。これ、どういうことなのか。大分、規模的には縮小されるはずなんですが、同額になっておりますけれども、どういうあれなのか教えてください。

○議長（安永 友行君）　大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君）　失礼いたします。夢・花・マラソンについての御質問でございます。

第19回大会あるいは6年度の夢・花・マラソンを計画するに当たって、事前に警察署等との協議を、打ち合わせをさせていただきました。そうした中で、スタッフについての御意見をお伺いしたところでございます。

そういった中で、まずは、教育委員会事務局の中で検討させていただいて、そのスタッフの確保に少し課題があるというところで、第19回大会については、ハーフの部分を一旦、中止をして、少し規模を縮小してせざるを得ないだろうというところに至りました。

そうする中で、規模は縮小いたしますけど、経費については、そんなに変わらないということで。当初の段階では、およそ例年の倍近くの補助金がないと、運営できないだろうというようなことを、職員のほうから受けました。

そのことについては、教育委員会の事務局の中でも議論のあるところでございました。規模は縮小するのに、補助金は倍額になるというところで、事務局内でもいろいろ議論をさせていただきました。

そういう中で、昨年、第18回大会からなんですが、この夢・花・マラソンに際しての財源を確保いたしました。これは、スポーツ振興補助金を活用するというところで、こちら側の5分の4の助成があるというところで。こういった財源があることは、やっぱり大きいんではないかと。そういうことも含めて、議論をさせていただきました。

そういう中で、実行委員会のほうも開催させていただいた、いろいろ御議論をいただいたところなんですが。やはり、規模を縮小するのに、こういった補助金を倍額というのは、なかなか難しいであろうというところで、改めて教育委員会のほうで協議、検討させていただきました。

そういう中で、いろいろ経費の面、見直しをさせていただいた、削れる部分、これを洗い出しをいたしました。最初、100万円ばかりの減額が最初の検討の中で出てまいりました。さらに、これまでお願いしておりますところに見積り等をいただきながら、何とか代替の方法がないか、それぞれ検討させていただいた、何とかこれまでの補助金の枠の中で、開催が可能ではないかというめどは立ちました。

そういう中で、例年どおりの補助金を要求させていただいたということで、規模は縮小するところなんんですけど、これまでと同額の180万円というところで、今回、計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 衛生費、67ページの、予防接種費について、お伺いします。参考資料は61ページです。

この予防接種費について、麻しん・風しん、インフル等予防接種の助成はありますが、新型コロナワクチン、今まで全額無料で受けておりました。このワクチンについて、今後どのような対応に、現在、国のほうも、金額はまだ確実な設定はしていないと思っていますが。このことについて、どのように対応されるかということです。

やはり、風しんですか、はしか。今の新型コロナよりは、感染力がものすごく強いという報道がありました。新型コロナが2人か3人の間に、はしかは10人超えるっていう感染力の強さがあると思いますが。

こうした助成で、5万7,000円とかついているわけですが。そのことについて、展開次第では、どういうことになるかというふうな予測はされているかどうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。新型コロナワクチンの接種についてでございます。

御承知のとおり、今年度、令和5年度末で、自治体が無償で実施をするのは終了ということになつております。令和6年度以降につきましては、基本的に65歳以上の定期接種になるということでございます。2類から5類に転換したところで、インフルエンザと同等となるということでございまして、現在、国のはうでは新型コロナワクチンの、先ほど議員からもございましたが、価格のところで、今、検討しているような状況だという情報は得ております。

今後についてでございますが、基本的には医療機関のはうで実施をしていただくようにはなるんですが、インフルエンザと同様に、住民の皆様に接種をしていただく中で、助成のはうも考えているところでございます。

これにつきましては、益田圏域（益田市・津和野町・吉賀町）において、同様の助成をしていくということで、今年の秋から接種が開始をされますので、それまでには助成等の内容、それから、国から今度示されます価格、そういうもののを見ながら、そういう助成をどのくらいしていくかというのを、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 予算書の87ページ。土木総務費で、補正のときにも少しお伺いしたんですが、桟谷の急傾斜地崩壊対策。これ、200万円ついているんですが、今年の事業内容と、全体として、どのくらいの年数をかけてやられるかというのが分かっていれば、教えてほしいです。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

6年度分事業といたしましては、4,000万円を計画をしておるところでございます。計画等が終わりましたので、工事のはうに入っていくという運びになろうかと思っております。

全体的な工期が何年になるかというのは、私的には、はつきりとは聞いておりません。予算のつき方によって、変わってくるのかなという気がしておりますけれども、単年度では、まず終わりません。最低でも3年は必要になるのかなという気がしておりますけれども。お金のつき方によって、どちらかへずれてくるのかなという気がしております。

これまで随分時間がかかりましたけれども、これからは、もう、どんどん工事が進んでいくということで、地元の方も非常に期待をしておるところでございまして、今後とも御協力をお願いしたいということで、工事が進んでいくんじやないかというふうに思っております。

以上になります。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 2点あるんですが、予算書の46ページです。

昨日お伺いした件ですが、デマンドバスの件についてです。

昨日、企画課長のほうから、「デマンドバスで予約がないと乗れない」という、私、ここでお話ししましたが。その答弁の中で、「今、規約がそうなっておるからできない」というような返答であったかと思いますが。昨日も、あまり長くなつてはいけないと思いましておいたわけですが、「規約があるから、1人取り残して運転する」というようなお話だったんですが。このことは、私も後からじっくり考えて、どうも合点がいかないということで、再質問なんですが。

もし、規約があつて、それが障害であれば、当然、町民が困るということでございますので、規約を一部改正ということでも、できないということはないと思うんですが。その辺のことを、もう一度、御回答をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 昨日、「デマンドバスの予約をしてから乗る」というのは、すみません、規約という明文化したものということではなくて、デマンドバスという運行形態が、そういう事前予約が必要で、初めてバスが運行するというような仕組みになっております。

議員から昨日御質問があつた件で、早速、ちょっと担当に、今、どういう状況になっているのか、そういう実態というか、そういうケースがあつたのかというようなところは、確認をさせていただいております。

ただ、たまたま乗られる方がいて、自分も乗りたいっていうケースが、今回のケースだと思うんですけども。やっぱり、予約をしていただく習慣というのが基本的になると、普通にバス停に行かれて待っていても来ないし、止まらないで。そのあたりのところは、ちょっと……

例えば、そういうことでバス運行会社のほうが、融通が利くよということになったとしても、基本は、やっぱり予約をしていただいて、しっかり誰が乗るというのを把握をした上で、運行させていただいたらというふうには考えています。

一応、今、お伝えしましたけれども、少しどういう状況であったのかは確認をさせていただいて、さすがに、ごめんなさい。予約なしでというのは難しいと思うんですけども。ある程度、柔軟な対応ができるかどうかについても、事業者とは話をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） ちょっと話が難しいんですが。私が言うのは、予約がない場合は、デマンドバスは現場に行かないわけでしょう、六日市病院に。それを言っているわけじゃないんですよ。

全然言っていないのに乗るということは、当然、その人も予約しないと来ないということは分かつておって。1人の方がおって、たまたま一緒になったから乗って帰ろうかということになったときに、「1人は予約があるから乗せる、1人は予約がないから乗せない」と。そういうふうな形式ばったやり方で、そんなことがあるから、私、じかに聞いて、間違いじゃないかと思って言っておるんですよ。

今の課長の返答は、予約がないといけん。予約が全然ないのだったら、バスは行かんのだから、乗られんのは分かつとるわけだから。おったところに、たまたま1人来て、一緒に下に出るんだから乗ろうかというときに、1人は乗せないという、そんな不合理なことはないから。もし、それができんのであれば、私が言うのは、規約を直すべきじゃないかということを言っておるんですよ。よろしいですかね。そこを、しっかり臨機応変にできるようにやってもらいたいということなんですよ。

たとえ一人であったとしても、その人はものすごく、自分がのけものされたような感じになつて、次の便まで2時間待たんといけんようなことになるわけです。私も若いときならいいですけど、もう80、90になられた方は大変んですよ、これ。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先般に続いて、同じ内容でございます。

私も今、聞きながら、この前も聞きながらどうしたもんかなと。基本的には、やはり5人が乗ろうと思えば、5人の方が全て予約をするというのがデマンドの原則だそうです。それは間違いございません。

ただ、今、10番議員が言われたような実情があるということだろうと思います。言ってみれば、利用者の方にとってみれば、少し理不尽さを感じるような対応だったということだと思いますので、少し、課長も申し上げましたが、実態を調査をさせていただいて、そこらあたりの運用の話になろうかと思いますので。少し、バス事業者と行政窓口なり企画のほうで整備をさせていただいて、可能な範囲で対応できるものであれば、そのような検討をさせていただきたいと思っています。

まずは、現状のままで動かしながら、そこらあたりの対応を考えていきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） ゼひとも利便性を図るように。よく国会のほうで、「説明します」がなかなか前へ進んでいないようですが、ゼひともこのことについては、やっていただきたいと思います。

それから、もう一点、45ページの空家再生事業費というのがあります。参考資料の31ページに、継続で、老朽危険空家除去支援事業補助金ということで240万円ついておりますが。

この空き家、もう、私も以前からいろいろな質問をさせていただいておりますが、実際に私が見る危険箇所が多数あります。野中にもあります、こここの近所にもあります。この240万円の内訳は、どのような形になっておるのか。実際、危険空き家、持ち家の人と話し合いを継続しておるような、もし、事案があれば、何件ぐらいあって、この240万円がこういうことだよということを、ちょっと説明していただけたらと思います。お願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 老朽危険空家除却支援事業補助金240万円の内訳でございます。

これは、2件分を計上いたしております。ですので、1件当たり120万円。この120万円の財源的な内訳ですけれども、その2分の1、60万円が国、4分の1の30万円が県、町が残る4分の1、30万円。こういう財源的な内訳になっております。

この補助金については、これまでにも何度も説明をさせていただきましたけれども、文字どおり、危険家屋を解体をするというときに、幾らかの補助金として、その解体費用を補助させていただくという、こういう制度ということになっています。

この2件を、今、予算計上させていただいているが。例えば、この物件が、ここから申請が出るとか、今、そういうような当てといいますか、そこはございません。今後、こうしたことをお考えになられる方がおられて、その方から相談なりがって、申請に至れば、この補助金が動くというような話にはなる。こういう補助制度になっています。

しかしながら、何度もこれも説明していますけれども、この補助金、非常に、条件的には厳しいという表現は適当ではないと思うんですけど。非常に、本当に道路に、もう今にも倒れそうとか、こうした状況の家屋でないと、なかなかこの補助金が適用されないというようなこともございまして。

これは、町長の施政方針の中でも述べられておりますけれども、この補助制度を設けて、令和5年度、初めて1件ほど、この補助制度をお使いになられたケースがありました。補助制度の内容それから現状については、今、このような状況ということで、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今、課長のほうから言われた、大体、おおむね私も承知しておりますが、1件でもそういうふうな利用ができたということは、大変いい制度になりつつあるのかなと思います。

車とか人の往来が多いところというところが、ネックであるというようなお話ですが。御存じかと思いますが、小学校の真下のところ、私も、たんびにそういう話をしております。大きな穴が浮いて、近所に子どもさんがおられる。学校の通学路のまへりではないんで、危険がないと言

えられないんですけど。やはり、小学校の近辺で、大きな家が腐って落ちているというような、景観もかなり悪いので、やはり、この空き家対策も、たまたま国道とか町道とかそういうところばかりではありませんので、その辺の見直しもある程度やっていく。山の中にあるものを解けとは言いませんけれども、人の目によくつくようなところは、やはり、拡大解釈というか、そういうふうなものを直していくべきじゃないかと思いますが。ぜひ、前向きに、空き家対策というものを解除していくというように、やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 先ほど御説明したとおり、国と、それから県と、町の、この3者の財源を用いて、この補助制度がつくられているということです。

この補助の条件については、国が一定程度示しておるものでして。その条件を、例えば、緩和をするというようなことになりますと、もう、この国の財源は（発言する者あり）はい、そういうことになります。すなわち、そうなると、国に準じて、県もそれに準じてきますので、もう町の単独予算というような、こうした側面もあります。

そういったこともあります、空き家対策っていうところでの問題というか、課題については、十分認識はしているところです。もちろん、空き家になった、あるいは、空き家になってから危険な家屋になるという、そのどちらかといえば、それ以前に、空き家にならない、空き家の予防というふうに、よく表現されていますけれども。そこら辺から、こうした対策を、全般的に見ていかないといけないのかなというふうに思っております。

実は、国ほうも、どちらかといえば危険家屋のほうに目が行っておったんですけども、国ほうも、危険家屋にならないようにする。そして、空き家にならないようにする。空き家になるんであれば活用を考えるというふうに、国ほうも、こうした考え方を色濃く出してきております。

こうした関係で、これもまた町長の施政方針にあったかと思いますけれども、本年度まで、令和5年度までについては、この空き家対策については、総務課が主となって、関係課がそれに連携するという体制でありましたけれども。

力点を空き家化の予防、それから空き家の利活用、こちらのほうに、ある程度、力点を置くというようなところも踏まえまして、令和6年度からは、主管となる部署として企画課に変更をして、また対策を検討なり講じていくというような、流れにしていきたいというふうに考えております。

こうしたような状況というところで、これもまた御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 41ページの、自治振興施設管理費の件でお伺いします。

今までに何度も質問して、そのことについて答えておりましたが、昨年の年末に行われた定例議会で、町長が答弁されたことを記録に残っていますので、それを読み上げようと思います。

「町のほうで障がい者計画をつくり、バリアフリー化を進めていくということを申し上げ、標榜しております限りにおきましては、やはり、これまでの議論を踏まえると、自治振興交付金、そうしたこととは別の視点で、こうしたバリアフリー化を進めていかなければならない、そういうことでございます。また、考え方といたしましては、これまでの自治振興交付金で対応ということとは別に、障がい者の方、体の不自由な方を、やはり配慮するという観点で、別枠で予算を準備させていただいて、それをもって対応させていただきたい」。そういうことを言われているんです。

それなのに、「また50万円以上がかかったら、自治振興金を使ってください」。これは、どうも私はおかしいと納得できないんです。その辺を町長はどう思われるのか。

また、もう一つの件で、障がい者、体の不自由な方に「配慮」という気持ちは分かるけど、やはり、これは当然のことだと思うんです。「配慮」というような言葉が出てくること自体がおかしいと思うんです。当然しなければならないと。そういうことが当たり前と思うんです。

今、吉賀町では、かなり障がい者に対して遅れていると思うんです、取り組みが。全ての面で。その辺も含めて、御答弁、お願いします。

○議長（安永 友行君） 大庭議員、今朝ほども話したように、今の件は蒸し返しにもなりますので。1回答弁していただきますから、その次の再質問は許可しませんので、御理解ください。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、8番議員のほうから、昨年12月の定例議会での質疑の会議録だと思いますが、御紹介がございました。

私といたしましては、まさにその答弁をしたとおりに、準備をさせていただきました。やはり、今は、「配慮」という言葉もございましたが、合理的配慮を行政としてもしなければならないということでございます。

ですから、こうしたことで御不自由があるんであれば、やはり、そうした制度設計をして、これを有効に活用していただく手立てを打つというのが、いわゆる合理的配慮でございます。

それで、御紹介ございましたように、これまで自治振興交付金でということで、その枠の中で、本当に御不便の対応をお願いをしておったわけでございますが。この自治振興交付金とは別枠で、これも答弁したとおりでございます。別枠で、今回、地区集会所バリアフリー化改修費補助金、こうした補助制度を創設させていただいて、1件当たり50万円の上限でございますが、一応、予算的には、2件分100万円を計上させていただいております。

当然、合理的配慮ということが求められておりますので、これがまだまだ、需要、ニーズがあれば、当然、補正等で対応しなければならないと思います。現状において、まず数の把握ができませんので、当座のところ2件分を計上したということでございます。

それから、やはり、これは各地区集会所でのことでございますので、自治会の中、集落の中で、しっかりと御議論していただきて、どうした内容の設備改修をすれば、バリアフリー化が図れるんだということを、皆さんの中の合意をしっかりと得ていただきて、その上で、これも補助金でございますから、交付申請の手続きが当然必要になってくるわけでございますが。担当課のほうで精査をさせていただきて、適正な申請であれば、その内容に基づいて交付決定等をさせていただくというふうに思っております。

私といたしましては、昨年の議会で答弁をした内容で、そのとおりに準備をさせていただいたというところでございます。御理解をいただきたいと思います。（「障がい者に対してどう考えているかを」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど申し上げたとおりでございます。合理的配慮を求められておりますので、そのような対応をさせていただくということでございます。

それから、さきにも条例の可決をいただきましたが、手話のお話もございます。手話につきましても、言語条例という条例を制定させていただきて。今回、また一步前に出ることができましたので、総体的に、その障がい者福祉について、施策を展開してまいりたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 予算書の111ページだったと思います。

公民館のところで、新しい朝倉の公民館の山側に、墓所のところに杉が立っていますけれども。御承知だと思いますが、倒れかかっているということについて、まず承知しておられるかということ。

御近所の方からは、地主さんも切りたいという意向を持っているという状況があります。今年度、七日市の公民館の解体を済ませた。来年度は、続けて解体ということじゃなくて、ちょっと置くという状況なんですけれども。急いでやることにならなかつた理由について、お願いします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

まず、最初の杉の木の件です。

杉の木があそこに立っているのは、承知しております。それが倒れかかっているというところまでは承知していないので、この辺は、また確認をさせていただければというふうに思っております。

ます。

それから、旧朝倉公民館の解体のことについてでございます。

こちらについて、教育委員会のほうでは解体をということも計画をしたところでございますが。現在、この建物が、倒壊のおそれがあるだとかそういう危険な状態にはないというところと、あと、また七日市の場合は、跡地利用ということで、地元のほうから要望がございましたが、朝倉地域については、地元にも御相談はさせていただいているんですけれども、まだ跡地の利用についても、定まっていないというところもございます。

そういうところから、近々にという状況ではないということで、財政のほうとも相談をしながら、6年度については、少し研究をさせていただいたという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 予算書の44ページなんですが、007で電源立地地域対策事業費の中で補修工事費というのが上がっております。参考資料で28ページなんですが。

これは、新規の補修工事なんですが、小学校の遊具です。これは、令和4年度に実施した遊具の安全点検の結果に基づき、危険と判断された遊具の修繕なんですが。令和4年度に危険とされたものを、なぜ令和5年度に補修をしなかったのか。子どもたちの命がかかっておると思います。よくマスコミで、全国の学校で老朽化した遊具で命を落としたということが報道されますが。

令和4年度に危険と判断されたのであれば、どうであれ、もう次の年には修繕をすべきですが、令和6年度になったという、この理由をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。お答えいたします。

電源立地地域対策事業費の補修工事についてでございます。

議員おっしゃられるとおり、こちらの補修工事につきましては遊具の修繕というところでございます。この遊具につきましては、民間の基準ではございますが、安全基準がございまして、令和4年度のところで点検をさせていただきました。

こちらに「危険」というふうに表現がされているところでございますが、老朽化による倒壊のおそれがあるという状況ではございません。どう説明したら分かりやすいのか、あれなんですが。例えば、取付けの部分の、ねじ等々のところを、これを丸みを帯びたものに交換したほうがいいとか、そういうところの修繕ということで。

実は、令和5年度においても、他の箇所の修繕をさせていただいている。これは、計画的に5年、6年と、これまでさせていただいておったんですが、そういう形で、今回、4年の点検に際する修繕を、最終年ということで、6年のところで残りのところをさせていただこうというところでございます。

決して、今、倒壊のおそれがあるというような状況ではないというところは、申し添えておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 危険度の大小だと、今、そういう答弁であります。しかしながら、4年度に危険と指摘されたものについては、大なり小なり取付けとかではなくて、やはり、次年度に修理をすべきだと、私は思います。それは、小さい大きいはあります、危険ということを考えますと、やはり、早めに修理をすべきだと思いますので。

いろいろ言わましたが、やはり、子どもたちの命がかかっておりますので、しっかりとした対応をお願いします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） できるだけ早く、対応してまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 参考資料の97ページと128ページ。いずれも指定管理についての記載なんですが。

令和6年度が、いずれも金額が上がっているわけですが。工事費とか、いろいろな修繕費があるからか分かりませんけど、この上がっている理由と、あと、水源会館の指定管理料であります。これまでどおり数字が、このたびも、6年度もそのままの状態で推移しているようなふうに見えますが、その辺の予算額のいろいろな指定管理施設がありまして、いろいろな面から、ここは価格を上げるとか下げるとか、そういったことをされて、この数字が出てきたということですかね。

まずは、金額が上がっている、そこら辺の理由をお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、まず指定管理料の上昇について、観光施設でいきますと、ページが、86ページのところ、中段です。003観光施設管理費、指定管理料でございます。1,747万8,000円と、こちら、3つの指定管理施設が入っております、公園施設、交流施設、公園と交流については、それぞれ水源会館であったりとか、高尻川のリバーサイドログハウスであったりとか、そういったものがそれぞれに含まれております。もう一つが、コウヤマキギャラリーというところで。今年度、指定管理を公募いたしまして、審査会を経て、12月に指定の決定をいただいているところですけれども、公園施設に関しましては、単年度でいうと、ちょっと端数を切り上げしたり、四捨五入したりしますけれども、799万3,000円、交流施設に関しましては772万円、コウヤマキギャラリーに関しましては172万5,000円とい

うふうな内訳になっております。その下の、005健康増進交流促進施設管理費ですけれども、この中の指定管理料、4,708万円という、こちらが、むいかいち温泉ゆ・ら・らのものになります。

上昇の要因としましては、先般の指定管理のところの説明でもさせていただいたように、人件費に関するものと、光熱水費に関するもの、あとは、それに使用料を見越して、収支のところで指定管理を弾いていきます。そこでいうと、やはり光熱水費と人件費の増加が、大きい要因ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

資料のほうの128ページ、保健体育施設についてであります。保健体育施設につきましては、3施設ございます。

それで、この中で、大野原運動交流広場とグラウンドゴルフ場についてでございますが、こちらについては、御存じのように、同じ指定管理者のほうで管理していただいている。この指定管理者がこれまで管理するに当たって、少し全体の中で、やりくりをしていただいておったという部分がございます。こういったところで、ヒアリング等を実施させていただいて、まず、算定をさせていただいたというところがあります。

したがいまして、グラウンドゴルフ場に関しては、少し前回の指定管理料からは下がっているという状況にあります。しかしながら、大野原運動交流広場のほうについては、上昇しているという状況であります。

上がった要因といたしましては、この2施設と真田グラウンドを含めまして、人件費の上昇というところが大きな要因となっております。近年、電気代等高騰しておりますが、この施設に関しては、それほどの電気料等の高騰の影響はないというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 何となく分かりましたけど。

これまで、いろいろ同僚議員から意見もありましたが、ちょっと目につくのが水源公園、水源会館。もともと水源会館ができた頃は、「菖蒲園」といいますか、そういった観光地的などで、町外から観光客も来たりとか、そういう光景も見られたわけですが。

近年というか、もう昔からですが、ショウブのその公園もなくなって、水源会館自体も、その会館内に、いろいろな商品等々が出されておりますが、その辺の改善もされていないと。また、売上げに関しても、いろいろ指摘があったと思いますが。

金額から見ますと、やっぱり不釣合いなところがあるんじやないかと。これは、ないといけな

いような施設とは思いますが、それをするんなら、やっぱりここは、予算を増額してするなり、せっかくの観光施設なんで、これを何十年ももうほったらかしにしていますよね。吉賀町の一番悪いところと思います。造ったら造ったでそのままほったらかしと。

そういう風潮があるんかもしれませんけど、せっかく、こうやって税金で指定管理料を払っているんで、そこはもうちょっと積極的にやってあげないと。今、当然、水源会館、ほかもそうですけど、こういったところ、手をつけていないところには観光客が来ていないと思うんです。唯一この辺でいえば、ゆ・ら・ら、温泉とかその辺は、どんどん観光客も増えてきまして。せっかくそういった施設があるのに、観光もできない。グラウンドゴルフは、しっかりやっていると思いますから。

やっぱり、そういうところも見ながら、見直しとか必要じゃないですかね。毎年、同じような金額が、だらっと並んでくるんで、全然、そういう予算に関しての……。いいんかもしれませんけど。

やっぱり、もうちょっと活性化になるような、そういう数字を出してあげないと、いつまでたっても一緒ですよね。それで、あと10年したら、いずれは解体と、そんな話が出るんじゃないかと思いますが、そこら辺は、もう少し精査して、ちゃんとした数字を出すのが必要ではないかと思いますが、そこら辺、どう思いますか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 特に、水源会館、水源公園というところでいうと、特に水源公園に関しては、できた当時の面影といいますか、ショウブが咲いていたりとか、池の周辺がきちんととなっていたというところから、今、少し遠い状況にあるのは承知しております。

公園と会館との活用に関しては、全体的な観光施設の見直しの中で、一緒にできたらいいなというふうに、今、考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 12時にもなりますので、ここで昼休み休憩にします。休憩します。

午前11時59分休憩

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

議案第51号令和6年度吉賀町一般会計予算の質疑中です。質疑を再開します。質疑はありますか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 資料の17ページですが、昨日、9番議員さんからも質問が出ましたけれども、17ページの主な事業概要というところで、182万の予算がついております。

六日市のバス停車場の区画線というところがありますが、のことについて、区画線を引っぱるという説明が済んで、昨日帰りにちょっとどんなところかなと思ってのぞいてみたんですが、今、身障者の車が止まるような、ちょっと広くなったところかなと思ったんですが、間違いありませんよね。

あそこを駐車場にするのが一番適所かも分かりませんが、今申し上げましたが、身障者の方が止められるところを駐車場にする、それを今の我々が止める駐車場のほうに、身障者の方の車を止めるようにするというお話でしたが。私考えると、やはり雨が降ったり雪が降ったりのとき、身障者の方、あそこが通路とはいえど結構通りますが、例えば車椅子の方でも、つえについて歩く方でも、車が往来するところを余計歩くような形、遠くなるわけですが、その辺のことを十分考えてやられたとは思うんですが、また身障者の方に、あそこに移動するというようなことを少しはどなたかに聞かれて、あのほうにやったようなことでしょうか。ちょっと、その辺をお伺いしたいと思います。

私は、今の駐車場が動かすということがあまりよくないという立場からですが、例えば、今の玄関の向かって左側の、今、木が立っておりますが、あの辺にでも、今は舗装がしていない、あそこにでも別につくるというようなことの考え方もあるんじゃないかなというふうに思っての質問ですが、その辺のところ、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 本庁舎の駐車場の区画線の引き直し、その中に、身体障がい者用の区画を追加して設定をしたいという話であります。

まず玄関、この役場庁舎の玄関を向いていただければ、右側に今、1区画ほど身体障がい者用の区画が設定されております。これはこのまま残します。その上で、1か所というのがどうなのかということがございまして、その辺からの発想なんですけれども、一番近いところで、もちろん今議員のおっしゃられるとおり、通路を渡るという、こうしたことにはなるんですけども、一番近いところに区画を設けるという、こういうことで計画をしているというところです。

もう一つおっしゃられた、今、植栽というか、ここを駐車場にしてはという、そうしたことも検討させていただきました。そもそも植栽がありますので、あれを撤去し、整地をし、舗装をしというふうなところ。それからもう一つが、あそこに旗の掲揚台、ああした設備もあそこにもあったりもして、一旦は、そこを考えはしたんですけども、そこよりも通路をまたぐ形になるけれども、一番近いところに区画を設けるという考え方に行き着いたという、こういう経過をたどつて、今考えているというところです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 昨日の答弁のとき、私が解釈したのは、今ある身障者用駐車場を撤去して持っていくというふうに、私聞いておって、今の課長の話によると、あれはあのままでどうか分かりませんが、あそこにも1台置く、反対側の今の一般の駐車場のところにもう1台のスペースを置くという、増設という考え方ということですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今、議員おっしゃられるとおり、増設ということになります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 予算書の82ページ、参考書の91なんですが、右ヶ谷のことについてお伺いします。

これ解体に向けてのその準備と思われるんですが、あれだけ点在していて施設も多いと思うんですが、これ全部解体して、一応更地にしてということなのか。それで、今後どのような活用していくとか、あそこは勘ヶ岳とか、いろんな山のふもとでもありますし、登山される方もおられるとは思うんですが、あの辺、どういうふうに今後の利用を考えておられるか、それとも、もう借地返してやめられるということなのか、その辺、予定がありましたらお聞きします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

現在は、今管理棟とか、ログキャビンとかございますけど、全部解体したいという計画でいます。あそこは13名の共有地でございまして、役場が入って14団体なんんですけど、地権者とも話をしております、契約上は、解体したら原形に戻して返すということでございますので、一旦お返ししたいということで、今ちょうど地元の方とも協議をしているところです。

遊歩道等は、国有林に5年間借りておりますので、遊歩道については、産業課のほうで草刈りをしたりとかして、管理したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先ほど10番議員のほうからあった、身障者用の駐車スペースのことですが、今、新たにしようとしているところというのが、そこから降りて玄関のほうなりに来ようとしたときに、結構距離があるのと、それから、車両の通る通路があるというふうに、場所的に見えるんですけども、それよりは庁舎の分遣所側、エレベーターのあるほうの入り口のほうが、天候の悪いときもそれなりに入りやすい環境もあると思うんですけども、そういうところの検討というのはいかがかということでお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 役場庁舎の東側ということになると思います。東側にも出入り口が

ございますので、あの周辺というところかなと思います。

役場庁舎の周辺の駐車スペースについては、東側のところについては、基本的にはという言葉をつけますけども、基本的には、そこは車を止めていただかないように、これまで管理をしているというところがあります。そういう考え方も踏まえて、今の計画をしているというところもあります。

議員おっしゃられるとおり、そういうところもう一遍、白線を引くという、こういう工事になりますので、幾らかどこに引くかっていうのは、柔軟に対応できるかなというところはあります。なので、改めて、そうした部分も含めて検討をさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今の駐車スペースの関連になるんですが、そういう障がい者の駐車スペースには屋根がついたりして、普通、雨が降っても大丈夫のようにされているところが、最近多いと思うんですが、そこまで改良されてというような計画をお持ちなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そこまでの計画は、今は持っておりません。もともとこの区画線を引くという件につきましては、一方では、今ある線が非常に全体として消えかけているというようなところ。そこともう一つは、職員提案のような形で、職員からそうした話も出てまいりまして、それをきっかけにして、今、予算のほうをお願いをしているというところなんですが、今、議員がおっしゃられた屋根とか、そうしたところまでの計画はいたしていないというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 資料でお願いします。26ページの企画総務費ですが、ここに、地方創生アドバイザーなり、アンバサダーの予算が出ていますが、これ継続ですので、アドバイザーなり、アンバサダーを設けることによって、どういう成果が今まで得られたのかということをお聞きしておきたいと思います。

それと、少しかけ離れますけど、ここに日本経済研究所のコンサルによるまちづくり構想といいますか、官民連携の周辺の活用をどうしてまちづくりにつなげていくのかという提案があると思いますけど、たしか今月の終わり頃には結論が出るということでしたけど、それに対して、町長は必ずしも、これもし間違ってたら訂正をしていただきたいと思いますけど、その提案に対して、必ずしも全て実行するものではないというような、たしか発言があったというように記憶しておるんですけど、町として、この提案に対してどのような取り組みをしていくつもりかという

ものをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、アドバイザーとそれからアンバサダーの件でございますが、地方創生アドバイザーにつきましては、吉長先生のほうへお願ひさせていただいて、来期のところもぜひお願ひをしたいということで、今、お願ひなど、電話等でまずはさせていただいておるところでございまして、また、正式に文書で依頼をしようというところでございます。

まずは、成果ということで申し上げますと、先ほどもお話にあったまちの駅構想もそうなんですが、非常に、中央省庁との関連の人脈の深い方でもございますので、我々が苦難する上での事業展開において、国の制度の補助金であったり、交付金であったり、そうしたような御提案なり、示唆を与えていただいている。当然のことながら、かなりの人脈のある方でございますから、多方面にわたってのアドバイスを、事務を通じて行わせていただいておるところでございます。

特に、せっかくの、吉長先生、アドバイザーでございますので、先日、その件についても内部で少し話をさせていただいて、4月、新年度になりましたら早速、府議がございますので、できれば各原課のほうから、吉長先生にお願いをさせていただきたい、いわゆるリクエストを少し原課ごとに出していただくような作業にしていきたいなというふうに思っています。

施政方針で、今年度の取り組み内容、公表させていただきましたが、それが順調にいくものかどうかということも含めてですが、いろいろな形で先生のほうからアドバイスをいただけるよう、そうした環境を整えていきたいなというふうに思っています。

ふるさと応援大使のアンバサダーでございますが、今、ごんごんじい、それから、廿日市のシンガーソングライターの先生、それから朝原さん、3名の方にお願いをさせていただいています。本当に皆さんいろいろな形で、この3人の方、お目にかかる機会があろうかと思います。精力的に吉賀町でのイベントにも参加していただいてますし、それから、朝原さんにつきましても、4月の下旬に行います夢・花・マラソンにも、またこちらにもお出かけをいただく。次回の夢・花・マラソンは朝原さんに限らず、先ほど申し上げましたお三方が全部、集結をしていただいて、PRをしていただくということでございますので、非常に効果が上がっているというふうに思っています。町外、県外でのイベントにも足しげく通っていただいておりますので、まだまだそういう形で取り組みを展開させていただきたいなというふうに思っています。

まちの駅構想の件でございますが、今年度の中で成果品が上がっておるということでございます。以前の質疑の中で、先ほど11番議員のほうから御紹介のあった、答弁をさせていただきました。成果品で出てきたものを当然、提案でございますから、それを審議をしなければなりません。ですから、できることがあれば、できないこともあろうかと思います。そこには、大幅な財源を伴うことも当然想定されますので、こうしたことを職員のレベル、あるいは民間の方にもい

いろいろ協議をしていただいて、進めていきたいなと思っています。

この関連で、全協でも御説明しておりますが、令和6年度は、まずその内容を含めて、いろいろな形で協議をしていくというそのステージになりますので、令和6年、1年間しっかり時間かけて、回数を重ねて、その内容についての精査をさせていただいたり、令和7年度以降の事業展開を協議をさせていただけたらというふうに思っております。その話の中で、できること、できないことというのが、少しずつ浮き彫りにされてくるのではないかというふうに思っております。せっかくの御提案でございますので、これはしっかり読み込みをさせていただいて、全員で共有させていただけたらというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 関連なんですが、まちの駅構想の中に、当然、国体に向けた提案も出てくると思いますけど、その準備といいますか、構想といいますか、そういうのは既に始まっているものなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 国スポ・障スポは2030年ということで、年限が確定しておりますから、それに向けて、刻々と時間は近づいてくるということでございますが、まずは、令和6年度は、中央の競技団体が視察等に入っていただくということになりますので、まず、それを見なければならぬと思いますし、一方でまちの駅構想の中では、そうした国スポ・障スポに対してのこともイメージをして、提案があるように聞いております。そこらあたりをどの段階、どのタイミングでこの整理をしていくかということはまだ見えない。特に、中央競技団体との兼ね合いが、やっぱりまずは重要だと思いますので、そこをやっぱり見ていかなければならぬかと思います。

それから、全員協議会で申し上げましたが、あくまで国スポ・障スポが数年後になりますが、当然ここが到達点ではございませんので、それを一つのまたきっかけにして、2030年の国スポ・障スポ以外のところも、まちの駅構想として、しっかりとそこにぎわいを創出できるような場所にしていかなければなりませんし、そのことが今回の目的でございますので、国スポ・障スポを意識しながらも、将来向かってのところをしっかり見定めて、絵を描いていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 125ページの公民館事務局管理費ですが、主事と館長の不在の原因是、何だと分析されていますか。この原因が分からないと、なかなか募集しても解決策にはならないと思いますので、そこの辺のところを教育委員会としてどういう分析をされて、公民館に対して、主事なり、館長の応募がないのかというのを、その原因を把握していたらお示しく

ださい。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 先日の一般質問にも、公民館の館長不在、それから主事の不在について、数名の議員の皆さんから質問があったところでございます。不在についての詳しい、これだといった原因はございませんで、やはり、教育振興計画にも既に記入してございますように、やはり主事、館長の処遇の面が一つあるかと思います。

それから、やはり館長につきましては、先般の町長のお答えにも、答弁あったかと思いますけれども、やはり、現在の定年を迎えてそれからのというふうなところの働き方、それに見合った人材がなかなか確保しにくくなつたというふうな点はあるかと思います。実際に私が、今まで、今年度入りまして、数名の方に直接お話を伺つたところでございますけれども、お願いをしたところでございます。それにつきましては、やはり一番は、ほかに仕事を持つていて、今はこの仕事があるので、なかなか公民館長という職を受けることがちょっと難しいというふうな御回答が一つありました。

それから、運営委員会でほかの方から推薦、それから候補として上げた方になるんですけども、お断りの仕方が、ちょっとこれは議会で答弁なかなかしにくいところではありますけど、ちょっと自分はその器ではないというふうな言い方でのお断りの仕方というふうなことがございました。なかなか館長というのも、それなりの立場のある職でございますので、なかなか引き受け手が、そういうふうな、いろいろな原因が絡まって、引き受け手がいらっしゃらないということがございます。

それからもう一点、主事につきましてですけども、基本的には、ずっと以前から、できるだけ町内の方というふうなところで進めていたところでございます。コロナ禍の中、一時期なかなか主事の方が見つからないということで、全国的にネットで応募をかけたところではございます。その折にも、一、二名の打診といいますか、問い合わせはございましたけども、結局はなかなか、やっぱり処遇面であるとかそういうふうなところ、こちらへ移住してこられてというふうなところで、お断りになったというふうな経緯はございます。それから町内の方につきましては、これはいろいろ個人的な御事情があつたりして、採用したけれども職を離れてしまったというふうなことはございます。これについてもマッチングということがございますので、なかなかこれといった原因でというふうなところはございません。

それぞれどんな職場でも、今、人材不足ということが大きくうたわれてといいますか、人材不足ということが挙げられますので、そういう面でなかなか確保が難しいというふうなところでございます。これ以上の詳しい吟味というのがなかなか難しいところでございまして、以上のようなところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 117ページ、学校給食の件ですが、小学校で1食300円から350円、値上げをしますよね。それで、中学校で340円から390円。食材が値上がりしとるんで当然のことだと思いますけど、これでとりあえずは、安全、安心な食材を確保できるというお考えなんでしょうか、どうでしょうか。

それと、新しく提案がありましたオーガニック給食の日ですけど、一般質問でも言いましたように、これは全町的に、柿木だけじゃなくて六日市の学校も、やっぱり平準的にオーガニック食材を使った給食を提供しないと意味がないわけですよね。その辺のところで、それを達成するために、どういうことを教育委員会として考えているのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） まず1点目、給食費の値上げ、給食費に関わる部分というところでございます。安心安全な学校給食の提供というところでございますが、これは、これまで同様に、安心、安全な給食が提供できるように努めてまいったところでございます。そうした中で、昨今の材料費の高騰等によって、給食費のほうも上げざるを得ないという状況の中で、これまでの実績等々を基に算定した結果、50円ずつ値上げをさせていただくというものでございます。

それから、オーガニック給食の日についてです。このオーガニック給食の日につきましては、これを実施するに当たりまして、既に学校栄養士、それから教育委員会、それから生産者団体、産業課等々と協議を進めているところでございます。これまでも、地元の生産物を優先的に使おうというところで、流通組織の会議に出席をさせていただいたり、献立検討会のほうにそういう組織の方に来ていただいて、できるだけそういう食材が使えるようにというふうにやってまいりました。

そういう中で、今回、6年度からオーガニック給食の日を設定をして、これは全町、できる限りオーガニックになるようにということで、進めていきたいと思っております。それを前進させるに当たっては、やはり生産者の拡大だとか、そういうところが必要になってくるのだろうと思います。そういうところを、生産者団体であったり、産業課であったりとまた連携をしながら、できるだけ前に進んでいきますように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 予算書の、先ほど言いました112ページで、公民館の山側の杉の木のことを言いましたが、これについては、まず確認されるのかされないのか、その点が一つと。それと、今の公民館長さんの話になりますけども、募集要項というか、チラシ等で作られて、されたんですけど、いろいろやることをいっぱい書いてあって、え、これだけのことをするのか

と、ちょっと僕個人としては尻込みをするような内容でした。せっかく、統括のコーディネーターさんもおられてやっている中で、一緒につくっていくということをもう少し強調して、やりましょうと、そういうメッセージ性のある募集というのは教育委員会ではできないのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼します。それでは1点目のほう、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

午前中にも申し上げましたように、杉の木があるというところは承知しております。これが倒れかかっているという部分については、また確認をさせていただこうと思っております。お昼休みで少し確認をさせていただいたんですけど、所有者の方も切りたいというような御意向があるというふうなことでございます。業者さんとも、どうも相談はされているようでございます。そういう中で、諸条件が整えばというようなことも聞いておりますので、そういうところを確認をしながら、また相談させていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 2点目の公民館長の応募の件について、お答えさせていただきます。

先ほども申しましたように、なかなか公民館長になっていただけるという方がいらっしゃらないということで、公募の仕方についても、もう少し工夫が必要ではないかというふうな御指摘だったかと思います。

おっしゃられるとおり、教育委員会で出しますいろいろな公募、町広報等挟んで出しますものについても、ほとんど定型的な募集要項となっておりまして、しかも現在、公民館主事、それから公民館長に求められる資質、能力というものが、少し以前よりは高まったり、専門的なことがあったりというふうなことがございますので、書きぶりがやはりちょっと堅苦しくなったり、ちょっと重圧に、もしかしたら感じられたりするような部分があったのかもしれませんと反省しているところでございます。先ほどの地域統括コーディネーターも御指摘のようになりますので、公民館担当、コーディネーター、それから教育委員会、事務局一緒になって、しっかりと確保できるように、公募についてはさせていただきたいと思います。今後、しっかりと検討してまいります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今のところのその上に、サクラマスの交流センター等がございます。資料でいきますと123ページ、それから124ページですけども、サクラマス交流センターと、それから、よしかみらい交流センターの入居者数の予定についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず、サクラマス交流センターです。令和6年4月1日ということです、これ、予定というふうに、見込みになろうかというふうに思っています。御承知のとおり、今、サクラマス交流センター、男子・女子ともに入所、入居しております。これを令和8年4月1日ですけれども、よしかみらいが男子、そしてサクラマス交流センターは、その時点では女子というふうに、今そのように入居のほうを進めているということです。

それで、すみません、話を戻しますと、この4月1日でサクラマス交流センターは、女子については1年生から3年生まで、これは定員でいいますと16名ということになります。この16名なんですけれども、実際には新しい1年生が入ってきてということですが、この人数については、まだ高校のほうから正式な話はいただいてはおりません。これは、いわゆる入試というか受験の関係で、それは明らかにされませんので、上限で女子が16名です。

それから男子については、すみません、これは正確な数字ではなくて申し訳ないんですけども、今度は、2年生と3年生の男子がサクラマス交流センターにいるということになっています。そうしまして、残る生徒数としては、これは10人を切るという数字だったというふうに記憶をしております。

一方、よしかみらいです。よしかみらいについては、この4月1日の状況をお話ししますと、これは、サクラマス交流センターからよしかみらいに移動する生徒もおりまして、希望されれば、1年生から3年生まで受け入れるということができる状況になっています。ここなんですが、今現在、入所してもらっているのが5名前後だったというふうに思っています。これは、3年生が退所されまして、今度はこの4月1日の状況はこれにプラスして、サクラマスセンターからよしかみらいに移動する生徒と、新たに1年生として入ってくる、よしかみらいに入所、入居をされるということで、この人数も先ほど申し上げたとおり、正確な人数はまだ伝わってきておりませんので、少なくとも5人以上のところ、10人を超えるか超えないか、こういう人員構成になるというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 関連になるかと思いますが、よしかみらいを利用される県外の方で、今のサッカー場を利用されるというか、サッカーによって留学されている方というのはおられるわけですか、どうなんでしょう。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） これは、よしかみらいのサッカー場ですね。サッカー場も一つの、吉賀高校に入学する動機として入られた生徒がこれまでおられます。結果として、その生徒については、サッカーチームに入部されてという形になってきますので、そうした生徒は、実際に何人

かはおります。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 人数ばかり聞きますけども、予算書の66ページで、医療対策課のほうの分で、医師確保、看護職員確保、それから医療技術者修学資金ということで、奨学金、学資金等が示されております。現状で予定される人が、はっきりしている分は何人おられるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 地域医療対策費の医師確保奨学金、あるいは看護職員確保修学資金、それから医療技術者等修学資金というところでの、現時点での見込みというようなところだと思います。現在のところで申しますと、医師のところはまだ現在、応募のほうがないというふうに聞いております。それから、看護師、医療技術のほうにつきましては、引き続き継続で、前回も3月のところで補正をいたしましたが、そういった方が引き続き受けられるという話も聞いておりますが、正確な人数までは分かりませんが、数名というふうに聞いております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第30、議案第51号令和6年度吉賀町一般会計予算を採決します。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れないとして認め、採決を締め切ります。

賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（9名）

桜下 善博君

村上 定陽君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（2名）

三浦 浩明君

大庭 澄人君

日程第31. 議案第52号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第31、議案第52号請負契約の変更について（令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 議案第52号請負契約の変更についてであります。

下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月19日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。

1、契約の目的、令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事。

2、契約の方法、一般競争入札による文書契約。

3、契約工期、変更後につきましては、令和6年6月28日、変更前は、令和6年3月29日でございます。したがいまして、工期の延長期間は91日間となります。

4、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町大野原508番地、開盛建設株式会社代表取締役村上英司でございます。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第52号請負契約の変更について、詳細説明をさせていただきます。

参考資料を御覧をいただきたいと思います。タブレットの方は、次のページに載っておると思います。

工事名でございますけれども、繰り返しますが、令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事でございます。

工事場所といたしましては、吉賀町柿木地内でございます。

工期でございますけれども、令和6年3月13日から令和6年6月28日とするものでございます。

主な工事内容につきましては、主ケーブル及び部材補修工事一式と、それから塗替塗装工一式ということでございまして、内容は変わっておりません。

理由でございますけれども、3月12日にこの契約の議決をいただきました。工期が、繰越承認を議会のほうでいただいておりませんでしたので、工期を繰り越すことができませんでした。予定工期を3月29日までとしておりましたので、これを延ばさせていただきたいというものでございます。

なお、6月28日としておりますのは、国の繰越承認をいただいている期間、ここまでをいっぱいいっぱいで延ばしたというのが、6月28日ということでございます。工事のほうは6月では終わりませんで、雨季が明けまして秋になりますと、本格的に橋体のほうの工事ができることになると思います。それまでは、視察のところでもお話をさせていただきましたけれども、主塔等の塗り替えや、それからケーブルの貼り替え等の関係でございまして、そういう部分をやつていきたい。乾季になりますと、今度は本体のほうを順々に区分けをして、工事をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

その関係がございますので、また6月の定例会のところで、改めて工期を3月いっぱいのところまで延ばさせていただくということで、御提案をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、簡単でございますけれども、詳細説明とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第31、議案第52号請負契約の変更について（令和5年度町道栃木線栃木橋補修工事）を採決します。賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認めます。採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をしました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君） ここで、しばらく休憩します。

休憩後に、まだはつきりしませんけど、全員協議会に切り替えるかもしれませんので、議員の皆さんについては、10分ぐらいの、2時ぐらいまでは休憩されて、できるだけ控室のほうにおっていただきたいんですが、御相談して、その結果によって全員協議会に切り替えますので、御了解をお願いいたします。

執行部の方は、今、言ったようなことでございますので、10分以上の休憩になる可能性がありますので、何とぞよろしくお願ひします。

以上です。休憩します。

午後1時52分休憩

午後2時24分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第32. 議案第53号

日程第33. 議案第54号

○議長（安永 友行君） 日程第32、議案第53号吉賀町よしか病院等第三者調査委員会条例の制定についてと日程第33、議案第54号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

なお、議員の皆様には先ほど説明をしたんですが、本2件の一括議題については、質疑、討論、採決ともに一括で行いますので、御了解ください。

それでは、本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは改めて、2つの議案につきまして一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第53号吉賀町よしか病院等第三者調査委員会条例の制定についてであります。

吉賀町よしか病院等第三者調査委員会条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年3月19日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第54号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）であります。

令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ77億8,410万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月19日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりをいただきまして、「第1表歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

款18繰入金、項2基金繰入金8億7,517万9,000円に45万円を追加し、8億7,562万9,000円。これに伴います歳入合計であります77億8,365万8,000円に45万円を追加し、77億8,410万8,000円となるものであります。

続きまして、歳出であります。

款2総務費、項1総務管理費10億5,276万1,000円に45万円を追加し、10億5,321万1,000円。これに伴います歳出合計であります77億8,365万8,000円に45万円を追加し、77億8,410万8,000円となるものであります。

この2つの件につきまして、まず私のほうから申し上げておきたいと思います。

ただいま上程いたしましたことにつきましては、去る3月12日に開催されました全員協議会において、条例の設置目的並びに設置理由、委員会の開催予定、さらに予算内容等について説明をさせていただきました。

今回、シームレスに医療を継続するために、指定管理者となるべき新たな医療法人を設立いたしました。そのために、新法人設立検討委員会を設置をして対応したところでございます。その後、時間のない中ではありましたが、関係者の皆様の献身的なお力添えによりまして、医療法人カタクリ会が誕生し、その後、資産譲渡に係る交渉も決着をして、昨年12月、定例議会最終日のところで関連議案を上程し、全て可決承認をいたしました。そして、直後

から医療法人大タクリ会におきましては、医療対策課と連携を密にして鋭意準備を行い、無事3月1日の開院の日を迎えたところでございます。

しかしながら、この間、開設準備に係る事務に対し、議会におきまして様々な質疑がございました。私といたしましては、このことを大変重く受け止めさせていただいたところです。何よりも、今回開院いたしましたよしか病院及びよしか介護医療院の設置者は、吉賀町であります。したがいまして、このことに対する町としての調査責任は免れないと思います。

また、医療法人大タクリ会の理事会には、現在も事務支援をいただいております医療法人橘井堂から3名、吉賀町からも赤松副町長と松浦主査の2名を選出している立場であります。当然のことながら、町が100%出資した法人であります。したがいまして、自ら率先垂範して調査を行い、事実を明らかにする立場にあるというふうに考えております。

さらに申し上げますと、地方自治法第244条の2第10項では、このように規定されております。普通地方公共団体の長または委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務または経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができるというものであります。

要するに、医療法人大タクリ会は指定管理者でありますので、町はこれに対する調査や指導権限があります。とりわけ、医療法人大タクリ会は自ら設立した団体でありますので、自治体の首長として、その責任から逃れることはできない立場にあります。

このようなことから、この際、条例案第1条に定める設置目的にありますように、よしか病院及びよしか介護医療院の開設に係る事務処理状況について、公正及び中立の立場から事実関係の調査等を行う、吉賀町よしか病院等第三者調査委員会を設置することといたしました。また、これに伴う予算措置もすることといたしました。

議員の皆様におかれましては、このことについて御理解いただき、ぜひとも適切なる議決を賜りますようお願い申し上げておきたいと思います。

私からの発言は以上でございます。

それでは、続きまして、事務を所管いたします総務課長のほうから、議案第53号並びに議案第54号の事項別明細書以降についての詳細説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長からの詳細説明をお願いします。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第53号吉賀町よしか病院等第三者調査委員会条例の制定について、説明を申し上げます。

3月12日の全員協議会でお示しをした内容と変更はいたしておりません。そのときに説明した内容と一緒にものでございます。そのときの説明、さらには、先ほど町長からの話があったものと重複をいたすところがあろうかと思いますが、その点はお許しいただければと思います。

制定文のほうを見ていただければというふうに思います。

第1条については、設置の目的について書いております。これは、先ほど町長がお話をされた部分でございます。

それから、第2条については所掌事務でございます。ここで、その所掌事務の対象期間等の定めをしているというところです。

それから、第3条、第4条、第5条、これらにつきましては所掌事務、組織、任期について、それぞれ記載をさせていただいております。委員3名をもって、組織をするということあります。

それから、第6条にいっていただきまして、会議の条文です。通常の会議の内容かなというところで、お読み取りをいただければと思います。

それから、第7条では、委員会の調査について書いております。

それから、第8条については、報酬と費用弁償。報酬については、日額2万円という設定。それから費用弁償については、これは非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例に準じてお支払いをするという内容でございます。

第9条に行きます。これについては、公表を定めております。最終的に答申がまとめられると、その答申につきましては、町の広報誌あるいはホームページ等により公表をするという、こういう規定でございます。

第10条は庶務ということで、この庶務については総務課が担当いたします。

次のページに行っていただきまして、第11条には、これは委任事項を定めております。

最後に附則に入りますと、まず、第1項目については施行期日について、それから、第2項については執行についてうたっております。答申があった日の翌日に、この条例については効力を失うものでございます。

第3項は初回の会議、この招集をどうするのかという部分で、この部分については、町長が招集するという、こういう内容となっております。

以上が、条例の内容ということでございます。

続いて、議案第54号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。

予算書を進んでいただきまして、7ページでございます。

総務費、総務管理費、1一般管理費、002一般事務事業費ということで、合計で45万円の予算計上がしてございます。その下に、説明欄を見ていただきますと、委員の報酬として30万円、費用弁償として15万円、報酬については日額3万円のところ、3名掛ける委員会の開催数を5回というふうに見込んでおるというところ。費用弁償につきましては、これはどのように設

定するかが難しいんですけども、1回当たり1人1万円というふうに積算しまして、3人掛けの委員会の回数5回ということで、15万円の予算計上ということあります。

以上が歳出であります。

1ページ戻っていただきまして、次に歳入でございます。6ページです。

繰入金、基金繰入金、1財政調整基金繰入金ということで、45万円の予算計上でございます。この部分につきましては、この歳出予算に係る財源調整というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

予算書の一番最後ですけれども、8ページには給与費明細書をおつけしておりまして、いつものように比較の欄を見ていただきますと、今回、委員会が3名ということで、人数としては3名、そして報酬のところに報酬額の30万円の記載をしているというところでお読み取りください。

以上、議案第53号及び議案第54号の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当者からの詳細説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先ほど、町長の提案理由のところで、指定管理者に対して調査することができるということでした。これを町による直接の調査でできないのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほども少し、これまでの経過も含めて申し上げました。今回、医療法人タタクリ会につきましては、吉賀町が100%出資した、全額出資した医療法人であります。もちろん、これには事務支援を受けております。橘井堂からの職員の派遣もありますし、それから吉賀町としての職員も当然あるわけでございますが、いずれにいたしましても、町が100%出資をしたその医療法人に対して、町が直接調査をするというのは、やはりこの関係性を見たときに、お互いが同じような立場にあるというふうに、私は取られても致し方ないと思います。そこはしっかりと回避をしなければならない、全く関与がないというところを明白の中、させていただいた中で、やはり調査をしていくのが妥当であろうということで、そこをある意味払拭するためでございますが、まさに第三者の目から、公明正大にこの調査をしていただく、これが妥当であろうということで、第三者が直接的に調査をしていただくというような形を取らせていただきました。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） そうなりますと、前回の全員協議会のところでも同趣旨の発言をしているんですが、町には、吉賀町中小企業・小規模企業振興条例があります。また、島根

県においても、島根県中小企業・小規模企業振興条例、県は基本というのは入ってませんけども、こういう条例等に沿って、カタクリ会さんのはうはやっていたであろうということを想定をするわけですけれども、この第三者委員会の中で、こういうものの条例についての扱い、そういうものも議論をされるというものの、そのことは別のものなのか、どういうようなものとして、この今の町と県の条例が捉えられることになるのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ちょっと県の条例は私、全文章を把握しておりませんので分かりませんけど、恐らく町にあります、先ほど御紹介のありました、吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例と同じ内容ではないかという前提で答弁させていただきますが、町の基本条例には、お話がありますように施策の実施状況の検証という条文があって、町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を、実施状況を中小企業、小規模企業、商工会及びその他関係機関からの意見を聞いた上で検証し、より効果的な施策の実施に努めるものとするということで、まさにこの条例の中でも、実施状況の検証ということがあります。

それで、先ほどお尋ねがございましたところでございますが、まず一つは、やはりあまり時間を置かないで、早急にこれに対処しなければならないということで、今回の案件に限定をした第三者委員会をつくったということでございます。

それから、これと第三者委員会での議論の関係性といいますか、連携についてでございますが、この件につきましては、我々といたしましては、全てこの第三者委員会の委員の皆さんとの協議に委ねたいと思っております。先ほど総務課長申し上げましたように、この条例につきましては、招集の責任者は当然委員長でございますが、第1回目につきましては、委員長不在の中で会を進めるということで、第1回につきましては、町長が招集をさせていただきます。

ですから、第1回の会議では、これまでここに至る経過等は、まずしっかりと説明をさせていただいて、こういった理由でこの第三者委員会を立ち上げたんですよということの趣旨をしっかりと説明をさせていただいて、それから、具体的な御議論に入っていたらこうかと思っております。こうした、この第三者委員会の御議論の中で、先ほど9番議員のはうから御説明がありましたような案件との関連性が出るのであれば、まさにこの委員会の中で御議論していただく、私はそのほうがいいと思っておりますので、今この段階で我々のはうとして、これとの関係性についてどうこうという立場にはある意味ないかと思いますので、全てこちらの第三者委員会のはうへ議論を委ねたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 第三者機関のはうに委譲されるということについてはそうかもし

れませんが、やはり町にしても県にしても、町内、県内の事業者さんを、町の分でいえば受注期間のことについても述べられているわけですし、県においても同様のことが言われていますから、そういうところにやっぱりどうであったのかという疑義を、あったということについては、心配であったというのが事の発端のように思いますので、第三者委員会でそのことについて、どうするか分からぬにしても、町としては、そのことについて独自に対応することも、ぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） この基本条例でいう町の責務のところを、9番議員言われている部分だと思います。この第2項にありますように、町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に留意しながら、町内に事務所を有する中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めなければならない。

これは今回の案件に限らず、いろいろな質疑やあるいは一般質問の中でも、やはり町内企業の皆さんのが発注機会を確保する、担保する、受注機会を確保しなければならないという精神の部分は、私も全く同じでございます。それを基本としながらも、もちろんの案件についての外注であったり、そうした業務委託であったりということにつきましては、業務の内容であったり、それからの確性であったりというところが、やはり求められるわけでございますので、こうしたことにも含めて、今回の進める事務がどうであったかというところをぜひ第三者委員会のほうで、しっかりと検証していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 町長の言われること分かりましたが、ですからこの第1条、開設に係る事務処理状況。この事務処理状況というのは、全て書類の整合性、あるいは事業に伴う会計、帳簿、全てを対象として捉えておられるというふうに解釈してよろしいですね。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 我々といたしましてはそのように認識をしておりますし、ぜひそのようにしてもらいたいと思います。あとは、調査委員会のほうで、どういった内容で議論されるか分かりませんけど、当然、資料であったり、帳簿も含めて、こうしたものの資料請求があると思います。また、そうでないと確たる検証ができないと思いますので、我々も大いにそのことは望むところであります。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 調査の期間が、令和5年12月15日から令和6年2月29日までとする、その間のことを今から調査すると。それは、いつまで、ずっとするんですか。その辺

がちょっと分からぬのですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お答えをしたいと思います。

先ほどの条文の第1条にありますように、病院等の開設に係る事務処理状況について調査をお願いをすることになりますので、ということになりますと、昨年の12月の定例会の最終日でございましたが、資産譲渡を含めた関連議案、数本にわたっての上程をさせていただいて、議決をいただいたところでございます。まさにここからがスタートでございますので、そこから3月1日に開設、開院をした直前の2月29日まで、おおむね2か月半になろうかと思いますが、ここに限定をして調査をさせていただこうということでございまして、それからいつまでということになりますと、これはまさに委員会の今度は進捗状況によろうかと思いますが、我々の気持ちといたしましては、やはり早い段階でというふうに考えております。

全協で説明いたしましたように、5月のいっぱいまでのところには、ぜひ答申をいただきたいなというふうに思っております。それが極力短縮できればこの上ないわけでございますが、このように考えております。

したがって、今回の委員会の設置趣旨からいたしましても、この答申を我々が受けた段階で、この第三者委員会としての任務は終了すると、こういうことになろうかと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

先ほど言いましたように、討論と採決については、議案第53号と議案第54号を一括で行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

それでは、日程第32、議案第53号吉賀町よしか病院等第三者調査委員会条例の制定についてと日程第33、議案第54号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）を一括にて採決を行います。賛否のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。

全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第34. 発議第1号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第34、発議第1号訪問介護基本報酬の引下げを撤回し引上げを求める意見書（案）を議題とします。

本案については、総務常任委員長の報告を求めます。9番、藤升総務常任委員長。

○総務常任委員長（藤升 正夫君） それでは、発議審査報告書について報告したいと思います。
令和6年3月19日。

吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長藤升正夫。

発議審査報告書。

本委員会に付託された発議を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

記。

1、受理番号、第238号、発議第1号、件名、訪問介護基本報酬の引下げを撤回し引上げを求める意見書（案）。

内容としては、①介護職員と他職種の賃金バランスが崩れない基本報酬増額で職員の処遇改善をはかり、物価高で苦しむ利用者・被保険者の負担増につながらない国庫負担で増額分をまかなくすることと、②として、訪問介護における報酬について、実態に合うよう併設型と従来型をそれぞれ別の分類とすることを求めるもの。

審査年月日は、令和6年3月7日。

そして、3番目に発議の修正を行っております。本文の10行目に「50件から急増」としていたものを「50件から急増」とするというものであります。

4番目に、審査における意見等の一部を紹介しております。

訪問介護において移動に対する加算はあるかということに対して、基本報酬に移動分も含まれており報酬への加算はありません。また地域区分により都市部の報酬が高くなっています。人件費割合が訪問介護は70%となり、島根県で1単位10円が1級地の東京都特別区では11.4円となっています。一方で、中山間地域等小規模事業所加算10%、中山間地域等居住者サービス提供加算5%の対象地域ともなっています。社会福祉協議会においては、どちらも加算を取っています。

審査結果、修正後の発議を賛成多数で採択と決しました。

以上であります。

○議長（安永 友行君） ただいまの委員長報告に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。
ありませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。
これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第34、発議第1号訪問介護基本報酬の引下げを撤回し引上げを求める意見書（案）を採決します。この発議に対する委員長の報告は採択です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認めます。採決は締め切ります。
賛成多数です。したがって、この発議は原案のとおり可決をされました。

賛成（6名）

村上 定陽君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君

反対（5名）

桜下 善博君	三浦 浩明君
桑原 三平君	河村由美子君
庭田 英明君	

日程第35. 議員定数等調査特別委員会の調査報告について

○議長（安永 友行君） 次に、日程第35、議員定数等調査特別委員会の調査報告についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員定数等調査特別委員長から1件の報告書が提出されております。議員定数等調査特別委員長からの報告を求めます。1番、桜下議員定数等調査特別委員長。

○議員定数等調査特別委員長（桜下 善博君） 議員定数等調査特別委員会委員長の桜下でございます。調査報告書を読み上げまして、報告に代えさせていただきます。

吉賀町議会議長安永友行様。議員定数等調査特別委員会委員長桜下善博。

調査報告書。

本委員会に付託された議員定数等について、下記のとおり調査を行いましたので報告いたします。

調査年月日。調査年月日につきましては、御覧のとおりであります。なお、この中には、岡山県美咲町議会との意見交換、また、郡議長会議員研修会、また、議会報告会、町内5か所で行いました、これが含まれております。

2、調査内容。

本町議会は、郡議長会が開催した議員定数等に関する研修会や議会活性化に積極的に取り組んでいる岡山県美咲町議会との意見交換、また2月に町内5か所で開催した議会報告会に参加しながら、上記のように6回の委員会を開催し、協議を行った。

委員会では議員定数について、削減を求める意見は少数で、大半は現状でいいという意見であった。また、多くの課題に対して議論が浅くなるとの理由から、定数を増やすべきとの意見もあった。

政務活動費については、資料・研究材料も少なく議論が深まらず、現状においてその必要性を合意するには至らなかった。

議員報酬については、政務活動費分を含めて報酬の増額を求めた意見もあったが、政務活動費の必要性と導入の可否との関連もあるため、全国町村議長会や県内町村議会の動向も注視しながら、さらに深い議論が必要と思われる。

費用弁償については、委員より不公平との意見が出されていたが、制度そのものを変更する時間的余裕がないことから、この委員会での変更作業を行わないこととした。

3、調査結果。

町の人口減少は継続しているが、本会議での表決や常任委員会での審議等、議会の活動が正常に遂行できる最小人数として、現行の12名は必要と考える。

議員報酬及び政務活動費については、今後の調査研究課題とし、費用弁償については、早い段階での制度の見直しが必要と考える。

以上、報告とします。

○議長（安永 友行君） 以上で、議員定数等調査特別委員長の報告は終わりました。

本件については、報告で終わります。

日程第36. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） 日程第36、閉会中の調査報告についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務常任委員長と経済常任委員長よりそれぞれ1件報告書が提出されております。総務常任委員長から報告を求めます。9番、藤升総務常任委員長。

○総務常任委員長（藤升 正夫君） それでは、総務委員会の調査報告書を、閉会中の継続調査の分について読み上げて、報告をさせていただきます。

吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長藤升正夫。

総務委員会調査報告書。

閉会中の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

- 1、調査事件。指定管理施設の調査について。
- 2、調査の経過。5回の委員会等を行っております。
- 3、調査のまとめ。対象施設として、健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・ら、老人福祉センターはとの湯荘、スポーツ公園、大野原運動交流広場、グラウンドゴルフ場であります。意見として、施設全般について、それぞれの施設の目的が達成できているか、町民のための健康増進、社会教育の向上につながっているかという視点と、観光施設・交流施設として交流人口の拡大など幅広い施設の活用に向け、日常から管理の状況について指定管理者と協議できるよう、横断的に行動できる専任の担当者配置を検討されたい。

住民からのトラブルへの対応について、指定管理におけるリスク分担表では、「施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応」は指定管理者となっている。しかし、指定管理者だけの対応で納得のいく解決策が見いだされない場合においては、担当課と指定管理者において責任を持って解決されたい。

利用料等の引上げについて指定管理者から意見を聴取し、施設の目的と合わせ、町全体の経済が発展することを意識した協議を進められたい。

鳥獣被害等の危険性のある施設においては、利用者の安全確保、緊急時の被害者——これは被害者じやありません、被害防止です——に努め、施設使用中は管理者常駐を基本とされたい。

施設利用者の拡大に向けたアイデアを指定管理者以外からも得られる仕組みについて、検討さ

れたい。

指定管理者からの施設改修等の要望について、すぐに対応しなければならないものを除き、必要性・効果・費用・図面など標準的な様式によって、提出を検討されたい。また、要望等への回答は必ず行い、書面による要望には文書で回答するなど、指定管理者との信頼関係が向上するよう努力されたい。

修繕が完了していない施設で使用が可能なものについては、利用者に不具合箇所の説明を行い、緊急時の連絡先を見やすいところに掲示するなど利用者の注意を促し、安全への配慮に努められたい。

施設内において利用者の少ない部門について、今後の活用のあり方を検討されたい。

利用者の生の声を得るためのツールを研究し、活用されたいとしております。

そして次に、個別の施設についてを、それぞれの施設に対して行っております。これについては、それぞれでお読みときいただけるようお願いをいたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは次に、経済常任委員長からの報告を求めます。6番、松蔭経済常任委員長。

○経済常任委員長（松蔭 茂君） それでは、経済常任委員会、委員会報告をいたします。読み上げます。

吉賀町議会議長安永友行様。経済常任委員会委員長松蔭茂。

委員会調査報告書。

閉会中の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。
記。

1、調査事件。件名、森林情報のデジタル化について。

2、調査事件の経過。①令和6年3月7日木曜日、研修会。講師、林野庁近畿中国森林管理局島根森林管理署、六日市森林事務所、名畑森林官、柿木森林事務所、加藤森林官。内容、航空レーザー測量成果品とその活用方法について。

3、調査事件についての報告。

航空レーザー測量は、草木が茂っている状態においても地形の形状を3Dで映像化することができ、併せてそこに蓄積されている木材の材積や山肌の被災歴（山崩れ等）がデータ化される。このデータは、町内に豊富に存在する森林資源の活用方法や効率的な搬出方法を検討する上で、必要な情報がそろっている優れもので、今後の森林業務や防災業務の遂行には必要不可欠なものと考えられる。

4、附帯意見。

本町は、数年前から「森師」を養成して、山の育成・保全と新たな産業の創出に取り組んでいます。今後、森師が研修を終え、林業従事者として町内で定住を促すためにも、町内の山林に蓄積されている森林資源を有効に活用するためにも、航空レーザー測量の実施は必要な事業であるため、早期の実施ができるよう努力されたい。

○議長（安永 友行君） 以上で、閉会中の両委員会の調査報告については終わります。なお、執行部におかれでは、ただいま両常任委員会の調査報告については、十分な対応方を本席をもってお願いを申し上げます。

日程第37. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第37、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報広聴の各常任委員長から会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、定例会の閉会に当たりまして2点について申し上げて、御挨拶に代えさせていただきたいと思います。

まず1点目は、議案についてでございます。今定例会に、執行部側から提案させていただきました全ての議案につきまして、可決承認の議決を賜りまして、大変ありがとうございました。また、今回も議案審議あるいは一般質問の中で、本当に多くの御意見をいただいたところでございます。いただいた御意見等につきましては、これから事務執行の中でしっかりと反映をさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それから、2つ目でございます。管理職員の退職についてでございます。既に御承知のことかと思いますが、今年度末、この3月末をもちまして、2人の管理職、教育委員会の大庭教育次長、そして建設水道課の早川建設水道課長が、それぞれ退職をすることになりました。2人につきましては、この議場、あるいは議会活動、さらには通常業務の中で、議員の皆様には本当に高所大所から、御指導御鞭撻をいただいたところでございます。このことに対しましては私のはうからも、深く厚く御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

この後、自席からではございますが、2名からそれぞれ退任に当たっての御挨拶をさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上2点について、お礼なり御挨拶申し上げまして、閉会に当たっての私からの挨拶に代えさせていただきたいと思います。本定例会、本当にありがとうございました。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいま町長のほうからもありましたけど、この3月末で定年退職される大庭教育次長と早川建設水道課長のほうから、それぞれ自席で結構ですので、御挨拶をいただきます。お願いします。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。貴重な時間を頂戴いたしまして、挨拶の機会を設けていただきましてありがとうございます。

私は、昭和62年の7月から都合37年9か月にわたりまして、旧六日市町、そして吉賀町の職員として勤めてまいりました。また、平成28年4月に柿木地域振興室長、そして、平成30年の11月には、現在の教育委員会教育次長を拝命いたしまして、この間8年間にわたり、こちらの議会のほうにも出席をさせていただきました。この間、皆様方には多くの御指導御鞭撻を賜りまして、多くのことを学ばせていただきました。大変ありがとうございました。私なりに努めてまいりましたが、何分力不足により、皆様の御期待にはまだまだ沿えてなかつたのではないかというふうにも思っております。おかげをもちまして、こうして退職を迎えることができましたことに、感謝しているところでございます。

今後につきましては、少し肩の荷を下ろしまして、今しばらくお手伝いをできたらというふうに考えております。今後も、何かとお世話になることはあろうかと思います。これまで賜りましたことに感謝を申し上げますとともに、今後も引き続き、御指導御鞭撻いただきますことをお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが挨拶といたします。大変ありがとうございました。（拍手）

○建設水道課長（早川 貢一君） 失礼をいたします。退任の御挨拶をさせていただきます。

昭和58年に旧柿木村に入職をいたしました。合併を経まして吉賀町、41年間勤めさせていただきました。平成28年には建設水道課長を拝命いたしまして、8年間この職を務めさせていただきました。その間におきましては、安永議長様をはじめ、議員の皆様方にはいろんな角度から御支援それから御鞭撻、御協力をいただきました。誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

至らなかつた部分もたくさんあろうかと思っておりますけれども、皆様方の御協力を得まして、何とか今日を迎えることができました。4月からは、一吉賀町民として、ゆっくり過ごそうかなというふうに思っております。改めまして、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（安永 友行君） ありがとうございました。

大庭教育次長並びに早川建設水道課長におかれましては、この3月末をもって退職とのことで

ございます。ただいま御挨拶をいただきましたが、大変長い間御苦労さまでございました。退職後もますます御健勝にて、また御活躍をお祈りし、議会として御礼を申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議は閉じます。

令和6年第1回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦労でございました。

午後3時19分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員